

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除に係る
東京都市町村職員共済組合の対応について

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除に伴い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応を、下記のとおり変更等致しますので、お知らせいたします。

記

1 保養所「シーサイドいづたが」

緊急事態宣言期間中については、新型コロナウイルス感染症対策本部が示している基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）及び東京都が定める緊急事態措置の要請に基づき、新規の予約受付を中止しておりましたが、改定後の基本的対処方針及び東京都が定めるリバウンド防止措置において、都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底することを要請されていることから、施設としても感染防止対策を徹底したうえで、令和3年10月1日（金）宿泊分から予約受付を再開いたします。

2 「ホテル日航立川 東京」（共済会館）

(1) 対応

東京都におけるリバウンド防止措置の要請に基づき、以下の事項を基本として、感染防止対策を徹底したうえで、婚礼・宴会・レストランの営業をいたします。なお、宿泊については、通常営業となりますが、レストラン等の営業の縮小に伴い必要に応じて宿泊プランの変更等を行う場合があります。

- ・午後9時までの時短営業
- ・酒類の提供時間は午前11時～午後8時
- ・同一グループの同一テーブルへの案内は原則4名まで
- ・カラオケ設備の利用自粛

ただし、宴会については、感染防止対策の徹底を図ることが困難となる場合が想定されるため、酒類の提供を全ての営業時間帯において自粛いたします。

(2) 営業縮小期間

令和3年10月24日（日）まで

3 共済組合事務局内の対応

飛沫感染防止のためのマスク着用、うがい・手洗い・消毒の徹底、休憩時間等において「三つの密」を避ける、時差出勤など、事務局内における感染拡大防止対策を実施しております。

なお、年金相談業務などの窓口対応につきましては、緊急の案件を除き、原則として休止させていただいておりましたが、令和3年10月1日（金）より再開いたします。

問合せ先

▽保養所「シーサイドいづたが」及び「ホテル日航立川 東京」
（共済会館）に関すること

施設課施設担当 電話 042-528-2195

▽共済組合事務局の対応に関すること

総務課庶務担当 電話 042-528-2181